

市場単価の取り扱いについて

このことについて、以下の工種については土木工事積算基準書（Ⅱ）において平成30年4月以降市場単価を廃止し土木工事標準単価に移行するとしていましたが、当面、県単価（市場単価）を使用することとします。

- ・ 橋梁塗装工（VI-2-⑧-1）
- ・ 構造物とりこわし工（VI-2-⑩-1）
- ・ コンクリートブロック積工（VI-2-⑯-1）

また、以下の工種については当面、県単価（市場単価）を使用することとしていましたが、平成30年4月15日より土木工事標準単価に移行することとします。

- ・ 区画線工（VI-2-②-1）
- ・ 高視認性区画線工（VI-2-③-1）
- ・ 排水構造物工（VI-2-⑰-1）

担当

土木管理課技術管理 G

0776-20-0471

（内線 3 3 1 7）